

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 8 月 28 日付けで審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 8 月 18 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、○年○月○日○○保育園で発生した給食のパンに 2.7cm の錆釘が混入した件で、パン納入業者名と当該業者を行政処分しないと決定した理由及び事故発生後の保健所の対応を示す公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 29 年 8 月 28 日付けで、条例第 7 条第 1 号「個人に関する情報であり、公にすることにより特定の個人を識別することができるため。」に該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 9 月 4 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次

のとおりである。

- (1) 当該事案は、万一乳幼児が錆釘を飲み込んでいた場合、生命に関わる重大事件に発展していたはずであり、個人情報であっても必要な場合は「知る権利」は県民・市民には保障されなければならない。
- (2) 「犯罪的行為」など重大な事案に対しては公表されなければならない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分について

###### (1) 対象公文書について

本件開示請求に係る公文書として相談受理簿及び業務日報を特定した。

相談受理簿は、担当者が受けた相談について、課内で共有するために作成した文書であり、当該文書には相談者の氏名や相談のあった日時、相談者からの具体的な相談内容、実施機関の対応が記載されている。

業務日報は、監視等実施した内容について、課内で共有するために作成した文書であり、当該文書には具体的な立ち入りの内容及び立ち入った業者名、所在地、個人名及び事業者の対応の内容が記載されており、併せて保健所の今後の対応についての決裁文書としての性質も備えている。

###### (2) 部分開示とした理由について

本件処分について、当初、条例第7条第1号「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報。」に該当するためとしていたが、屋号等事業情報については、条例第7条第3号「事業を営む個人の当該事業に関する情報。」に該当するため不開示とした。

###### (3) 条例第7条第1号の該当性について

相談受理簿に記載されている相談者氏名は、条例第7条第1号の個人を識別することができる情報に該当する。

###### (4) 条例第7条第3号の該当性について

相談受理簿及び業務日報に記載されている製造所名、所在地等については、これを開示した場合、当該文書に記載された事業者の信用失墜を招き、製造する商品の売り上げの減少に繋がりがねない等の利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の事業者情報に該当すると判断した。

## 2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

今回の事例では、危害の原因が判明していること、危害拡大のおそれもないこと、速やかに改善措置がなされていることなどから行政処分及び氏名等の公表も行わなかった。これについては、食品衛生法第63条の解釈において、法違反者等について全て公表することを義務付けているのではなく、「食品衛生上の危害の発生を防止するため」と目的を限定したものとされ、

① 違反者が意図を持たずに違反した場合には、公表による抑止力は働かないこと。

② 口頭による行政指導により速やかに改善されていた場合、懲罰的に公表する必要性は乏しいこと。

③ 公表したとしても、危害の拡大という観点からは意味をなさないこと。などから、危害発生のおそれが高い場合や、相手方が適切な対応をとらない場合を公表の対象とする趣旨となっており、事業者名の開示が危害拡大の防止や人の生命、健康の保護に必要不可欠であるとは言えず、開示した場合、事業者の権利・利益を侵害するおそれがあるため、これを不開示としたことは妥当であると判断する。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう  
に判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が第4の1(1)で述べたとおりの性質の文書と認められ、審査請求人及び実施機関の双方に争いが無い。

### 3 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示決定の理由としている条例第7条第1号及び同条第3号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性

について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

- (ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、長崎県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）によると、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、「個人に関する情報」に含まれるが、同条第3号（事業情報）により開示、不開示の判断をすることが適切であることから、本号の個人情報からは除かれている。しかしながら、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業に直接関係のない情報、即ち、家族状況、事業活動と区別される所得、財産の状況等に関する情報は、本号により判断するものであるとされている。

(2) 条例第7条第3号について

条例第7条第3号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次に掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

- (ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

#### 4 本件処分の妥当性について

##### (1) 条例第7条第1号の該当性について

本件公文書において不開示とされた氏名は特定の個人を識別できる情報であると認められる。また、実施機関が第4の2で述べたとおり、事業者が既に改善措置を講じていることから、人の生命、健康を保護するため公にすることが必要であるとは特段認められない。

したがって、実施機関がこれを条例第7条第1号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

##### (2) 条例第7条第3号の該当性について

本件公文書において不開示とされた屋号及びその所在地等については、開示した場合、実施機関が主張するとおり、事業者の製造する製品の売上減少に繋がる等のおそれがあることは明らかである。また、実施機関が第4の2で述べたとおり、事業者が既に改善措置を講じていることから、人の生命、健康を保護するため公にすることが必要であるとは特段認められない。

したがって、実施機関がこれを条例第7条第3号に該当するとして不開示としたことは妥当である。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 付言

実施機関は本件処分に当たり、当初条例第7条第1号該当と審査請求人に通知していたが、弁明書において一部条例第7条第3号該当であるとの不開示理由の訂正を行った。当該不開示理由の適用誤りは実施機関が条例の趣旨を十分理解せず漫然と処理したため生じたと考えられる。情報公開制度における公文書の開示に当たっては、原則公開の規定に基づき適切に運用されなければならない、条例第7条各号に規定する不開示情報の適用に当たっては、慎重かつ適切に判断されなければならない

い。

したがって、弁明書による不開示理由の訂正は事務処理上、適切ではなく、当審査会としては、今後、実施機関において、条例の趣旨を十分理解の上、適切な運用が図られることを要望する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成29年10月17日	・実施機関から諮問書を受理
平成29年12月19日	・審査会（概要説明及び審査）
平成30年1月30日	・審査会（審査）
平成30年2月2日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
池本仁史	長崎新聞社取締役	
菅宜紀	長崎県立大学地域創造学部教授	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	行政相談員	会長職務代理者